

費用名目について

法律相談料	面談による相談の対価です。
着手金	着手の際に頂く弁護士報酬です。結果の成否にかかわらず頂きます。
報酬金	事件処理の結果、依頼者の方の得られた利益に応じて頂く弁護士報酬です。上記着手金とは別個のものです。
日当(出張日当)	事件等の処理のために長時間の移動を要する場合などに頂く弁護士拘束の対価です。
手数料	登記、文書作成、任意後見など一定の事件処理を行う際の手数料で、着手金、報酬という料金体系をとらない場合の弁護士費用です。
費用	取入印紙代・郵券代・その他通信費・交通費・コピー代等、事件処理に要する費用です。

支払い時期について

法律相談料	相談時。
着手金	委任契約を作成したとき(依頼内容に着手する前)。 ただし、債務整理事件等では、依頼者の資力・依頼者の経済的更生への影響などを考慮して分割払いなどにも応じます。
報酬金	一定の利益が得られたとき、又は、事件等の処理(依頼内容)が終了したとき。
4 費用	委任契約を作成したとき(依頼内容に着手する前)。 交通費、コピー代、印紙代、通信費、など事件処理に必要な費用をそこから支払い、不足の場合は、費用発生時に不足分を請求させていただきます。事件終了時に余剰が生じた場合、最終費用を清算の上お返しいたします。

以下の項目は、すべて税抜きです。

(1) 相談料

法律相談料	30分まで5000円 30分を超える場合は15分まで延長するごとに2500円
-------	---

(2) 一般民事訴訟事件

(※事件内容により、30%の割合で下記金額を増減額することがあります。)

着手金	事件の経済的利益の額が 0～300万円未満の場合 10% 但し最低10万円 300万円～3000万円の場合 5%+15万円 3000万円～の場合 3%+75万円 (※経済的利益を算定しがたいときは、経済的利益の額は400万円とします。)
報酬金	事件の経済的利益の額が 0～300万円の場合 16% 300万円～3000万円の場合 10%+18万円 3000万円～の場合 6%+150万円 (※経済的利益を算定しがたいときは、経済的利益の額は400万円とします。)
費用	最低3万円(印紙代、切手など裁判所に納める費用は別途算定します。)

(3) 示談交渉事件、民事調停事件、労働審判事件

(※事件内容により、30%の割合で下記金額を増減額することがあります。)

着手金	(2)の規定により算定された額の3分の2(但し、最低10万円)
報酬金	(2)の規定により算定された額の3分の2
費用	最低2万円(おおむね(2)の規定よりも少額となります。)

(4) 離婚事件、養育費請求事件、面会交流事件など

協議離婚	着手金	20万円～30万円
	報酬金	20万円～30万円
離婚及び離婚に関係する調停(家事審判含む)	着手金	20万円～40万円
	報酬金	20万円～40万円
離婚訴訟	着手金	20万円～40万円
	報酬金	20万円～50万円
費用	最低3万円(印紙代、切手など裁判所に納める費用は別途算定します。)	

(※財産分与・慰謝料等の財産給付を伴う場合には、上記金額に実質的な経済的利益の額を基準として、「2 一般民事事件」により算定した着手金及び報酬金を加算します。)

- ・離婚調停に養育費、面会交流なども対象となっている場合は、着手金について5万円～20万円の範囲で加算します。
- ・協議離婚、調停、審判から移行する場合は、追加部分として2分の1から3分の2の範囲で加算します。(例協議離婚が成立せず、調停に移行した場合20万円+ (20～30万円) の2分の1など)

家事審判 (成年後見申立てなど)	着手金	2 0 万円～ 3 0 万円
	報酬金	2 0 万円～ 3 0 万円

(4) 相続に関連する事件など

遺言書作成	(a)定型の場合	1 0 万円～ 2 0 万円
	(b)非定型の場合	3 0 万円～
	※公正証書にする場合	3 万円を加算
	公証役場に納める費用	別途

相続人調査	手数料	3万円～ 戸籍・附票取り寄せが10通を超えた場合 5通ごとに1万円追加
	実費	戸籍取り寄せにかかる通信費、手数料
相続放棄	手数料 相続放棄の申述申立	1人5万円～、2人目から4万円 但し複雑な事例は別途加算
	債権者に対する連絡を含む場合	1万円
	実費	戸籍取り寄せ費用1通につき○円、実費●円
遺産分割協議	着手金	最低20万円～、遺産の金額に応じて算定し、算定基準は民事訴訟事件と同様
	報酬金	一般民事訴訟事件の3分の2
遺産分割調停	着手金	最低30万円～、遺産の金額に応じて算定し、算定基準は民事訴訟事件と同様
	報酬金	一般民事訴訟事件と同じ
人事訴訟	着手金	2 0 万円～ 4 0 万円
	報酬金	2 0 万円～ 5 0 万円
費用	最低3万円 (印紙代、切手など裁判所に納める費用は別途算定します。) (成年後見等申立の場合は予納金10万円が必要になることがあります。その場合は費用を13万円いただきます。)	

(5) 個人(非事業者)の債務整理(自己破産・任意整理・個人再生)

交渉が必要な場合には別債権者として扱うことがあります。)

時効援用通知	手数料1債権者につき (ただし、その後は債権者1人追加につき2万円) 実費1債権者につき3000円
--------	--

1 自己破産	着手金	(a)債権者5社以下 25万円 (b)債権者6社以上 30万円 ただし、債務総額が1000万円を超える場合は債権者数にかかわらず40万円
	報酬金	過払金の返還を受けたとき (a)交渉によるとき 返還を受けた過払金の20%相当額 (b)訴訟によるとき 返還を受けた過払金の25%相当額

	費用	下記の費用が最低限必要となります。 (a)同時廃止事案の場合 4万円 (裁判所への予納金 1万0290円を含む) (b)管財事案の場合 26万円 (裁判所への予納金 最低22万円を含む。予納金の額によっては、追加でいただくことがあります。)
2 任意整理	着手金	債権者1社 5万円 以降債権者が1社増えるごとに3万円
	報酬金	(a)債権者主張の元金請求を免れたとき 債権者主張の元金と和解金額との差額の10% (b)過払金の返還を受けたとき 交渉によるとき 返還を受けた過払金の20% 訴訟によるとき 返還を受けた過払金の25%
	費用	2万円 ※解決後の分割弁済金送金手数料 1債権者に1回振込毎に1000円(振込手数料込)
3 個人再生	着手金	(a)住宅資金特別条項を利用しない場合 40万円 (b)住宅資金特別条項を利用する場合 45万円
	報酬金	事案により5～20万円 ※過払金の返還を受けたときには任意整理の報酬基準に準じて報酬を頂きます。
	費用	5万円程度 ※解決後の分割弁済金送金手数料 1債権者に1回振込毎に1000円(振込手数料込)

(6) 刑事事件

(※裁判員対象事件の場合は、「重大事件」の欄を適用します。)

1 捜査弁護	着手金	自白事件	20万円～40万円
		否認事件及び重大事件	30万円～
2 公判弁護	着手金	自白事件	20万円～40万円
		否認事件及び重大事件	30万円～
	報酬金	公判前整理手続事件	上記金額に10万円を加算します。
		期日間整理手続事件	
		無罪	50万円～
		刑の執行猶予	
		(a)通常の場合	20万円～40万円
		(b)重大事件の場合	30万円～

費用	3万円～
----	------

(7) その他の弁護士報酬

1 法律関係調査	5万円～20万円
----------	----------

2 内容証明郵便作成	(弁護士名なし) 3 万円 (弁護士名あり) 5 万円～7 万円
3 契約書作成	5 万円～、但し経済的利益が算定できる場合は利益の 1 %を加算する。 (※公正証書にする場合はさらに 3 万円を加算します。 公証役場に納める費用は別途実費をお預かりします。)
4 離婚協議書作成	7 万円～1 5 万円 (※公正証書にする場合はさらに 3 万円を加算します。 公証役場に納める費用は別途実費をお預かりします。)
5 本人名義の訴状等の書類作成	8 万円～1 5 万円
費用	実際にかかる実費相当